



最近注目されている発達障害
対応と支援・連携

13. 地域支援ネットワークの活用による 発達障害児・者の支援

国立精神・神経センター精神保健研究所社会精神保健部 ほりぐちとしひろ
堀口寿広



KEY WORDS

地域支援, ネットワーク, 発達障害, 連携

はじめに

地域支援について稿を始めるに当たり、近年の社会福祉の流れを3つの視点にまとめ、用語の説明をまじえて紹介する。

1. 協議会形式

個人が複数の問題をもつ事例、家族内に複数の問題が存在する事例が課題となり、相談室を訪れた個人だけを支援の対象にすることの限界と、多方面から支援を検討する必要性がわかってきた。相談に来なかった人を含む家族を対象とし、さらに地域社会の構成員としての支援を実施する。そのために、一つの組織や機関が相談事例を抱え込むのではなく、多機関でネットワークやチームを形成し合議体による意思決定と活動により、多様な課題に対応するのである。被虐待児を対象とした要保護児童対策地域協議会、各種障害児者を対象とした自立支援協議会、高齢者虐待防止ネットワークなどが作られている。特別支援教育では校内委員会や広域特別支援連携協議会が規定されている。

発達障害児の支援というと、「〇〇専門の〇〇を作ったらどうか」とハコモノに考えが行きがちである。しかし、社会の理解を広げて心のバリアフリーを実現するために、現時点での地域の社会資源を最大限活用して支援を実施するという発想が必要である。ネットワークは限られた地方財政のなかで1+1を3にも4にもするのための方策である。

2. 広域性

地方自治法の改正（平成2年）以降、さまざまな事業予算や事務が都道府県から市町村に移管されている。広域性に反しているように見えるかもしれない。しかし、特別支援教育において学校は、自校の児童生徒のみを対象とした支援ではなく、地域社会（コミュニティ）の相談機関として機能することが求められている。障害者自立支援法では相談支援事業が規定され、当事者団体なども事業を実施できることとなった。

すなわち、いまや支援は学校・施設単位ではなく地域社会単位で実施するものであり、その意味において広域性なのである。

平成 20 年度
厚生労働科学研究費補助金
障害保健福祉総合研究事業

地域相談ネットワークによる障害者の権利擁護の可能性

発行：平成 21 (2009) 年 3 月
発行所：国立精神・神経センター
(東京都小平市小川東町 4-1-1)
電話：042-341-2711 (代) ファクシミリ：042-346-1944 (代)
発行者：堀口寿広